

【COVID-19 対応】

停留 / 居留 VISA 商務履行(履約 / 就労)

2020年6月17日に発表のあった一部の方向けの居家検疫期間短縮については、お手数ですがご自身もしくは台湾受入先企業より、台湾国内の衛生福利部 疾病管制署へご確認ください。

一、 対象者

- (1) **横浜分処は原則住民票が神奈川県もしくは静岡県の方の受付になります**
- (2) 日本国籍または日本国籍以外で日本の在留カードの提示が可能なビジネス関係者
- (3) 台湾で30日以上に及ぶ技術指導や機械設備の取り付けやメンテナンス、貨物の検品、研究や開発等における業務行為が渡航目的である場合、我が国の『就業服務法』に関する規定に従い、労働部労働力発展署に前もって就労許可を申請する必要があります。
- ◎雇用 労働部労働力発展署 TEL:+886-2-8995-6000
- ◎投資 経済部投資審議委員会 TEL:+886-2-2342-5700
- (4) 各案件については、現在問い合わせが殺到している為、電話及びE-Mailの返信までに約5営業日以上かかる場合もございます。また、**電話及びE-Mailを通してVISA発給の可否や提出書類に過不足がないかお答えすることはできません。**



VISA申請
最新情報



申請書

二、 注意事項

- (1) 感染防止のため、申請者が複数おられる場合は、ご本人様または旅行会社様、代理委任状をもつ会社関係者の方1名様が代表で(写真つき身分証明書類及びお名刺を1枚お持ちください)、窓口で申請手続きをお願いします。代理申請は「代理委任状」をそれぞれの申請資料についていただく必要があります。
- (2) 領事の審査によってはさらに追加の資料の提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

三、 必要書類 [申請注意事項 も併せてご参考ください]

商務履行(履約 / 就労)		
台湾で商務活動に従事する期間	30日未満	30日以上
条件	契約書など申請者個人を招聘している事実がわかる書類の提出 (資料を精査するため、審査に数日かかる場合があります)	中華民国関係官庁発行の許可公文書(原本とコピー)の提出
VISA種類	<u>停留 VISA</u> 検疫期間を含む滞在可能日数45日未満シングル延長不可のみ	<u>停留 VISA</u> 滞在可能日数180日未満 原則シングル <u>居留 VISA</u>

【COVID-19 対応】

停留/居留 VISA 商務履行(履約 / 就労)

		<p>滞在可能日数 180 日以上</p> <p>台湾入国後マルチプル機能のある「居留証」への切り替え可</p>
必要書類(共通)	<p>(1) <u>パスポート</u>：原本とコピー1通 有効期限が6ヶ月以上残存していること</p> <p>(2) <u>申請書</u>：1通 https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA_EVISA/ 申請前に各自上記専用WEBサイトでオンライン登録及び印刷して持参し、事前に2ページ目下段のサイン欄に本人の署名をすること</p> <p>(3) 証明<u>写真</u>：2枚<規定に合わない写真は一律再提出> 規格詳細は後述</p> <p>(4) <u>往復航空券</u>の予約確認書またはEチケット：コピー1通 日付、氏名、便名が明記されていること。予約の確定・発券が困難な場合は出発予定日や搭乗予定の便名などを記載した日程表の提出でも可。</p> <p>(5) VISA <u>費用</u>：最新の手数料一覧表参照</p>	
上記以外の必要書類	<p>(6) [日本勤務先発行] <u>在職証明書</u>：原本1通 勤務されている会社により最近1ヶ月以内に発行され、社判が押印されたもの 申請者氏名はパスポート記載の英語表記も併記すること</p> <p>(7) [日本勤務先発行] 台湾への<u>出張命令書</u>：原本1通 出張先の会社名/訪問目的/今回(マルチプル申請は毎回)の渡航における滞在日数等詳細を明記し、かつ社判が押印されたもの 申請者氏名はパスポート記載の英語表記も併記すること</p> <p>(8) [台湾受入先発行] <u>招聘状</u>：1通(原本ではなくPDFをカラー印刷したものでも可)</p>	<p>(6) 台湾の政府関連企業からの<u>許可公文書</u>：原本とコピー各1通ずつ 申請予約時にE-MailでPDFを添付すること</p>

【COVID-19 対応】

停留 / 居留 VISA 商務履行(履約 / 就労)

	<p>出張命令書と内容が同一であること</p> <p>(9) [台湾受入先発行]</p> <p><u>契約書など商務履行の事実がわかる書類</u>：1通(「業務委託契約書」など申請者を招聘する旨が明記されている書類。招聘状の内容をさらに詳細に記した「確認書」でも可。出張目的や業務内容、スケジュール、訪問先などの詳細を記入してください。原本ではなくPDFをカラー印刷したものでも可)</p> <p>契約内容の詳細がわかるもの</p> <p>(10) [日本発行]</p> <p><u>登記簿謄本及び印鑑証明書</u>：最近3ヶ月以内に発行したもの各1通ずつ</p>	
--	--	--

台北駐日経済文化代表処 横浜分処

[T E L] 045-641-7737

[F A X] 045-641-6870

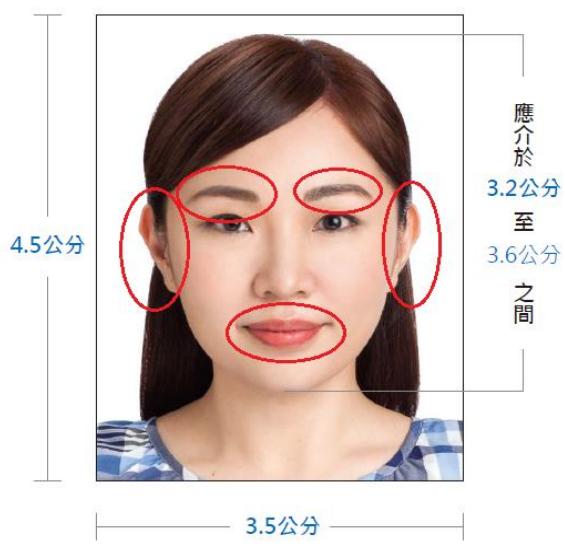
[E-MAIL] yok@mofa.gov.tw

[W E B] https://www.roc-taiwan.org/jpyok_ja/index.html

各種申請用提出写真について

規定に合わない写真は一律再提出になります

提出可



- カラーで背景は白
- 最近6ヶ月以内に撮影したもの
- パスポートサイズの4.5cm x 3.5cm
- 頭頂部から頸まで3.2-3.6cmの間
- 髪で眉毛や耳が隠れていない
- 口を閉じている

提出不可<再提出>



背景に影がある



顔に影がある



顔が小さ過ぎる



顔が大き過ぎる



正面を
向いていない



顔が傾いている



背景が白でない



髪で眉毛や耳が
隠れている



正面を
見ていない



眼鏡のレンズが
反射している



目を閉じている



号泣している

その他、審査機関が

規定に合わないと

判断したもの